

平成25年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要

- 1 日時 平成25年9月24日（火）午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館 2階ラウンジ
- 3 出席委員
高橋委員、野口委員、山根委員、山田委員、當間委員、
中野委員、鈴木委員、中村委員、鶴岡委員、黒崎委員、
北田委員
出席：11名
欠席：1名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要
 - (1) 会長の選出
埼玉県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱の第4の規定に
基づき、委員の互選により高橋委員を会長に選出した。
 - (2) 議事
 - ① 平成24年度事業実績
 - ② 建築物の適合率について
 - ③ 駅ホームの転落防止対策
 - ④ 多機能トイレの利用に関するマナー向上
 - ⑤ 福祉のまちづくりに関する事例紹介・意見交換

※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。
- 6 その他
傍聴者 3名

議事概要

1 平成24年度事業実績

《事務局》

関係各課から資料1に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

今の事業実績について、御質問あるいは御意見ありましたらお願いしたいと思います。どんなことでも結構です。

《中野委員》

資料の3ページにありました福祉のまちづくり条例に基づく届出状況で、届出件数が1,090件、処理件数が1,018件に対して適合件数295件、29%という適合率ですが、これについてももう少し詳しくお願いします。

《高橋会長》

この件については次の議題のときによろしいでしょうか。それ以外でございますか。

私から都市計画課に1つだけ質問させていただきますが、6市が基本構想の予定ということですが、どこの自治体か教えていただけますか。

《事務局（都市計画課）》

6市ですが、2市については、既に策定しているものを改定するもので、さいたま市と熊谷市が改定する予定です。残る4市は、上尾市、桶川市、鴻巣市、春日部市です。ただ、予定年度が27年度以降ということで、まだ少し時間がかかりそうです。

《高橋会長》

分かりました。今年度はさいたま市と熊谷市が改定に入っているということですね。

2 建築物の適合率について

《事務局（建築安全課）》
建築安全課から資料2に基づき説明

《高橋会長》
それでは、中野さんの先ほどの質問をもう一度繰り返していただけますか。

《中野委員》
適合率について、平成8年からの一覧がありました。当初46%、これが29%の適合率となっていることについて、何故適合できないのか、どうしたらこれがもっと普及していくのかと、具体的に今後どのように考えていくつもりでいるのかというところを協議するのがこの場ということですね。

《高橋会長》
では、今の中野さんの御質問に対して。

《事務局（建築安全課）》
この福祉のまちづくり条例の内容に適合させるためには、通常の建築物を作るよりは場所の制約や金銭的なものというのが事業者さんの負担になってくることもあると思います。
福祉のまちづくりを実現するという趣旨を御理解いただいて、そういう建築物を実現していくということを理解していただくことが必要だと思いますので、これまでもやってきてはおりますが、よりその普及啓発を進めるということが、まずあると考えます。
また、バリアフリー条例と福祉のまちづくり条例の両方がありますので、その御相談を窓口等で受ける中で、福祉のまちづくり条例の適合について御説明するということが考えられます。

《中野委員》
例えば建築士会では、来月、法令説明会が行われますが、そういった所で私達も協力してPR活動をやりたいと思いました。

《高橋会長》
法令説明会はどなたが講師側になるんですか。

《中野委員》

主催は建築士会ですが、地元の建築安全センターになります。

《高橋会長》

分かりました。ありがとうございます。

それでは、ほかの方どうぞ遠慮なく、御意見ありましたら。

《野口委員》

適合率の話ですが、どこがネックになってこの基準を満たさないのか、特にどの辺りが厳しくて基準を満たさないのか、その辺の分析はいかがかと思ひまして、分かれば教えてください。

《事務局（建築安全課）》

福祉のまちづくり条例の基準の中で、はっきりとした統計が出ているわけではないのですが、以前聞き取り調査等させていただいたところでは、まず、利用円滑化経路が考えられます。

道路から必要な各部屋まで段差がなく、または段差があってもスロープやその他で到達できるような基準がありますが、こういった所も困難がある。経路の中で車椅子の方が通れるように段差を解消するのが難しい、又は手すりを設置する、エレベーターのかごの大きさ、音声案内装置、そういったものの適合が難しいものとして挙げられております。

このほかトイレも考えられます。多目的トイレとして利用する場合、車椅子の方が利用可能なように中で回転できるような空間が余りない、又は乳幼児用の椅子やおむつ交換台を設置するのが難しい。オストメイト設備が整備できないといった話もあります。

案内設備では、避難路の誘導灯の表示が難しい場合。また、敷地内の通路では、建築物の屋外の経路での段差の解消や、スロープの部分の脱輪防止の側壁の立ち上がりの対応が難しいといった意見もあると伺っております。

《野口委員》

ありがとうございます。

そうすると、集中的にここが引っかかるということではなくて、様々な原因があると理解して、もし、ここが引っかかるという数が多いものがあるれば、そこを集中的に計画すればと思ったのですが、

そういうことではなさそうですか。

《事務局（建築安全課）》

多いもの、少ないものの傾向はありますが、特に何か集中的なものだけが適合できていない、といった傾向ではないということが考えられます。

《高橋会長》

一般的には、量からすると話には出てきませんでした。視覚障害者の誘導ブロックが結構大きいですね。

基本的にはバリアフリー条例の中で全て賄わなければいけない内容なので、本来ですと出来ないとおかしいわけです。

そうすると問題は、コストなのかあるいは規模が問題なのか、埼玉県の福祉のまちづくり条例の場合は小規模なものにも適用していますが、そういうことで建築主の負担になっているのかというところですが、そのところは少し説明していかなくてはいけないんです。

ただ、問題はその時に、例えば野口さんの御質問ではそれをどういうふうにして改善していけば適合率が、少なくとも最初のスタート時点の46%の半分しかないの、そこまで戻せるのかとか、そこですよ。

それを考えないと、適合率のデータを一生懸命協議会で示しても何の意味もないわけですよ。残りの70%をどうするのか、この協議会としても皆さん一人一人真剣に考えないと、福祉のまちづくり条例の意味がないんですよ。

単純に言うと、やはり建築士さんの理解でしょうね。建築主の方は基本的にはお金の問題がありますが、やはり設計者の方に任せて確認申請に行くわけですから、設計者の方が、今やっておかないと後で大変だよということが分かってもらえるかどうかということでしょうね。ただ、建築士さんに十分な経験がないと、基本的なバリアフリー条例だけで終わってしまうと。

1ページ目で、バリアフリー条例を補完するという書き方がされていますが、補完ではないんですよ。福祉のまちづくり条例は並行して作られていますので、それをさらに充実、促進あるいは強化するために委任条例を作ったわけです。2002年のバリアフリー法の改正のときに作ったわけです。

補完と言うと、バリアフリー条例が頭にあって、やれればやって

くださいということになってしまうので、この辺は、建築士の方々にはしっかり理解していただかないと、確認申請の法令がバリアフリー条例だけだというふうに理解すると問題ですよ。

ですから、窓口がしっかりして、これをやってもらわないと条例に適合しないですよということを言っているかどうかですね。設計者の十分な理解と、窓口の職員の指導の仕方です。そこをやっておかないと、両方の条例がうまく連動することにならないわけです。

難しくはないと思うんです。スペースをどのように案分するとか、一番ネックになるのはトイレでしょうね。建築行政、建築安全センターの職員の方はもう少し、条例を県で作っていったという自覚を持った指導をしてほしいなという思いも含めて、前のパーセントを上げるわけにはいきませんが、これからのパーセントを上げていくことで頑張っていたいただければと思います。

《山根委員》

私の家でマンションを作ったんです。私は車椅子を使っているので、できるだけバリアフリーにしてほしいということでお願いしたんですが、設計士さんがバリアフリーについてよく分かっていないんです。

2フロアは障害者の人でも使えるようなバリアフリーでトイレやお風呂を作るように頼んだのですが、入口は全部引き戸にすればもうバリアフリーと思っているんです。

トイレの広さも車椅子が使うにはそれなりのスペースが必要です。でき上がって見たら、確かにバリアフリーみたいにはなっているんですが、トイレは車椅子から便器に移ったら、今度は戸が閉まらないんです。スペースがちょっと狭過ぎて。それではもうしようがないので、お金がかかるけれども壊して、スペースを広げていただきました。

そういうふうに設計士さんがバリアフリーというものについて十分な知識を持っていないことと、それからまちづくりの条例、これの解釈が設計士さんによって随分違っているということを経験しました。設計士さんとか施工業者にしっかりとバリアフリーについて、条例とか法律だけではなくて、もっとその周辺についても勉強してもらおうような機会を作っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

《高橋会長》

ありがとうございました。

具体的な進め方だとか、そういうことを聞く機会がありましたら、皆さんで検討したいと思います。

《當間委員》

私は保育園を運営していきまして、平成22年度に園舎の建て替えがあったのですが、オストメイトトイレもちゃんとしていますし、スロープもあります。

車椅子で利用するお子さんはいないですが、誰が入ってきても十分使えるような状態にはなっています。ベビーカーで来る保護者も何人かいますが、そういう保護者にお聞きしたところ、うちの園では、道路の外側も一部側溝を工事しまして、グレーチングが所々あり、ベビーカーなども十分通れますが、ちょっと小学校の方に行きますと、グレーチングが切れている所が大きいんです。

そうすると、どぶ板の方にベビーカーを押していかざるを得ないということもあります。また、グレーチングの格子幅が広いとその中にベビーカーのタイヤが落ちてしまうとか、車椅子のタイヤも落ちる、ちょっとつまずいちゃうみたいなことを以前お聞きしたことがあります。道路でもっと格子幅の狭いグレーチングに改良していたほうが良いと思いました。

《高橋会長》

道路は事業主体が公共側になって、かなり改善をされているでしょうけれども、残っている所はまだ結構あるのかもしれない。それぞれ気づいたときにお伝えいただくのが一番早いと思います。

ありがとうございます。ほかにございますか。

《黒崎委員》

資料2の2の表を拝見して、この適合率の右側にある適合証というのは、適合した所に商標みたいなものを出すようなことですか。適合証とプレートというのは、どういうことですか。

《事務局（建築安全課）》

適合証は、工事が完了して、建物を検査させていただいて、実際に適合していて、かつ、適合証の交付の請求をいただいた場合に発行させていただいております。A4の紙に県の印を押した適合証で

す。

プレートは、これも希望者の方だけですが、玄関などに張ることができるようなものになっています。

《黒崎委員》

例えば、環境省がやっているエコ・ファースト企業があります。会社全体でエコに取り組んでいますよ、うちはエコ・ファースト企業ですと。企業の宣伝というか、いい意味で使ってもらうため、例えば福祉のまちづくり条例でも、自分の所はお金が余計にかかるけれども協力しているんだよということで、一般の県民にも幅広くPRできるのではないかと思うんです。例えば24年度では295件も適合しているのに130件しか適合証をもらっていない。

また、県の福祉の方でもこの建物はそういう建物なんですよというのをポスターでPRすることで相乗効果が生まれて、自分達がまた新しい建物を建てる時は適合を目指そうかなというようになるのではないかと、ソフト面でも向上できるのかなと思いました。

《高橋会長》

いかがでしょうか。

《事務局（建築安全課）》

確におっしゃるとおり、そういう形で目指すべきものがあれば、それに向かう方もたくさんいらっしゃると思います。

公共施設でも適合しているものは多いので、プレートを買ってもらって、こういうふう注目していただくと、ちゃんとやっているんだということが分かると思います。その点についても考えさせていただきます。

《黒崎委員》

ぜひよろしくお願いします。

《高橋会長》

埼玉県の場合、建築主が申請しないと適合証を発行しない申請方式なんです。自治体によっては適合している所には全部出す所もあるんですよ。申請を押し売りしちゃうという手はあるんですよ。適合したらその時点ですぐ証書を発行するというやり方はあります。埼玉県の適合証はとてもかわいらしいデザインなので、あれを張っ

ても全然問題ないんですよ。

《黒崎委員》

ぜひそういったのを活用されたいかと思いますが。

《高橋会長》

PRをそれぞれ建築行政あるいは福祉政策課でやっていただきたいと思います。

3 駅ホームの転落防止対策

《事務局（交通政策課）》

交通政策課から資料3に基づき説明。

《高橋会長》

これについて御質問等ございますでしょうか。

《中野委員》

駅ホームの声掛けサポートリーダー講習会は10月16日ですが、これは今現在、何人ぐらい参加申し込みがありますか。

《事務局（交通政策課）》

9月いっぱい申し込みで、川越市の方が御参加いただける予定にはなっておりますが、今のところ、まだ残念ながら集まっていない状況です。これから、より一層PRに努めたいと思っております。

《高橋会長》

市町村の職員が対象なんですか。

《事務局（交通政策課）》

そうです。サポートリーダーですので、市町村の職員を主にメンバーとして考えております。あとはNPO、都市関係の団体など、学んだことを地域の中で、さらにサポーターを増やしていただくような活動につなげていただくということですので、まずリーダーを養成することが目的です。

《高橋会長》

中村さん、JRでは独自に社内でいろいろやっているかと思うんですが、これと同じような内容になるのでしょうか。

《中村委員》

そうですね。今、山手線をやっていますが、車両のドアの位置や編成の位置などがあるので、お金がいったいかかるということがあります。埼玉方面は今お話がありました川越市や、特に駅の周辺で施設の多い所などと思っております。

内方線につきましても、予算を計画的につけて行政側と相談しながらやっていきたいと思えます。

そうはいつでもハード面はなかなか進まないの、サポーターや啓発運動などは各市町村にお願いしたいということです。ホーム上にポスターも張っていますが、啓蒙活動をどんどんやっているところです。

《高橋会長》

ポスターをがらがん張っていただくというのも1つの手かもしれません。

駅だとポスターが非常に多いです。交通の利用困難な方や高齢の方も含めて、もう少し大きなポスターを張っていただいていた方がいいんじゃないかと。非常にお金がかかることですが、ぜひ計画的にやっていただけるようによろしくお願いいたします。

4 多機能トイレの利用に関するマナー向上

《事務局（福祉政策課）》

福祉政策課から資料4に基づき説明

《高橋会長》

これもなかなか難しい問題ですが、補足しますと、別紙4の2の裏側を見てください。グラフと表がありますが、真ん中に多機能トイレから出てきた人はどういう人がバッティングするかということで、子供連れの方が圧倒的に多いんです。

これは調査をする場所によっても変わりますが、子供連れ同士のバッティングが調査の結果非常に多いことが分かりました。ですか

ら多機能トイレといっても、小さいお子さんを連れていらっしゃる方が一緒に入るとか、そういうことがあるんです。保護者の方もそこで同時に用を足す場合がありますが、一番問題なのは、車椅子使用者がそこしか使えないんだけれども待たされてしまうというケースです。幼児連れの人達の次が、車椅子使用者と乳幼児連れの人達がバッテリーするという調査結果が出ています。

それから、私達の見解では、まず乳幼児連れの施設を別にして、車椅子使用者用のトイレから独立をさせて、他に設ける。一般便房をちょっと広くしてそちらに設ける、あるいはおむつ替えですと、通常のトイレの中に設けることも十分可能ですので、そういったやり方をしていこうということで、今PRとか具体的な検証、実証活動に入っている段階ではあります。

もちろん駅とか、そういった所ではスペースが取れない場合もありますので、条件が満たされる所でないとだめですが、とにかくバッテリーして、本当にそこしか利用ができない人達に対しては、最大限優先的に確保していかなければいけないのではないかと思います。

《山根委員》

先ほど高橋先生が言われた機能を分散させるというのが一番いいことではないかと思います。

私達車椅子の人はどうしても5分10分とかかかってしまうんです。それで、障害者の人達と旅行した場合、トイレに行くと3人か4人で30分かかっちゃうんです。トイレ休憩というのは非常に困っております。

そういうことで、今提案されていた機能の分散ですね。赤ちゃんのおむつ替えとかそういったものは他に移してもらおうということをぜひともお願いしたいと思います。

《高橋会長》

ありがとうございました。

この3月にオープンしたイオンの東久留米店では、その機能分散を積極的に進めて、名称も、「だれでもトイレ」という言い方を変更しながら取組が始まっております。

高速道路関係は非常に便房が多いので可能なんですけど、中日本高速がこれから研究といいますか調査なんですけど、そういうような動きは少しあります。

これは義務的なものではありませんが、建築設計標準、先ほどのバリアフリー条例のもとになるようなガイドラインがあります。そちらでも機能分散をうたっております。ホームページ等で見ていただくと助かります。

中村さん、JRではなかなか難しいでしょうか。

《中村委員》

そうですね。今先生がおっしゃっているように、1か所に多機能トイレがあっても、例えば利用数がものすごく多く、駅によっては難しい場合があるので、我々も駅の状況を見ながらと考えています。

《高橋会長》

おそらく設計は完了しているでしょうが、大宮駅の改修に当たっても、ぜひこういう新しい発想で、一步でも前進を進めていただければ。

《中村委員》

そうですね。いろんな政策に絡めてやっていこうと考えています。

《高橋会長》

よろしく願います。ほかはいかがでしょうか。

《野口委員》

この国交省の調査ですが、車椅子の方が子供連れとバッチィングするということが一番多いということで、やはり優先順位としては、このトイレしか使えない人というと、車椅子の方が優先順位が一番だと思います。

しかし、子供連れの方の御意見もいろいろあって、ベビーカーと一緒に入れる大きさのトイレが一般便房にはないですし、少し大きくなったお子さんでも、最近是非常に危険なこともあるので、お子さんも一緒にトイレに入りたいという方も多くおられるということも聞きますので、優先順位として高いですが、やはり車椅子の方が一番ここしか使えない方だろうと思うんですね。

そうすると、啓発文は何となくぼやっとしていて、ベビーカーの方も私達こそこのトイレしか使えない人と思ってしまうというか、車椅子の方がいても譲ることなく、自分が一番だと思ってしまう内容ではないかなと思うんです。

赤ちゃんの駅というステッカーを張ってしまうと、なおさらだと思うんです。将来的には集中を分散させていくという、おむつ替えシートを一般便房に置いていくということもあるわけですので、あまり多機能トイレに赤ちゃんは優先順位が高いような表示をしない方がいいのではないかなと思います。

《事務局（福祉政策課）》

実は赤ちゃんの駅というの也比较的新しい事業で、少子化対策も含めまして、お子さんを育てやすい環境づくりという中で進めてきたという経緯がございます。

今はおむつ替えができる所、または授乳の整備がある所などに積極的に赤ちゃんの駅で御登録をいただくというような状況がありまして、こちらが先行して事業をさせていただいているというのが実態としてはございます。

今、御意見の中では、一番が機能分散というようなお話もありましたが、それには時間とお金がかかるという部分もございまして、まずマナー向上という部分で、何か具体的に手を打ちたいということで、御提案をさせていただきました。

ステッカーを張るのがいいのかどうかも含め、また、先ほどの野口委員から御発言があったように、啓発文についてもこういうことに配慮が必要だよというようなことがあれば、協議会の委員の皆様にお諮りしたいということで、今回提案させていただきました。

《高橋会長》

今日の時間の中では少し議論できないですね。やはり駐車場と違うのは、駐車場は見えますからね。トイレは、誰も使っていないね、と一旦入ってしまうと、その間外に出るわけにいかない、ノックされたただけだと分かりませんよね。そこがちょっと難しいので、ここはある程度の条件が整っていないと張れないだろうと思います。

先ほどの赤ちゃんの駅のステッカーも非常にいいものですから、張りたいと思いますよね。その辺のところもやっぱり先方が割り振ったり、いろんな所と協議をしながらということでしょうね。

《當間委員》

私の所は保育園ですが、赤ちゃんの駅のポスターが張ってあります。保育園自体に、保育園の園児ではなく外を通っている人が立ち寄っておむつを交換したり、授乳をしたいという場合に場所を提供

しています。そういう意味で、赤ちゃんの駅というのを門に張ってあるんですが、今のトイレの場合ですと、赤ちゃんの駅として利用してしまうと、本当に30分1時間入りっぱなしになっちゃう。そうすると、障害者のトイレとしてはふさわしくないのかなと思うんです。

赤ちゃん本舗という赤ちゃんの品物を売っている場所に行きますと、オープンになっていて授乳ができる、おむつ交換ができるスペースがあるんです。そういうのであれば赤ちゃんの駅でいいと思いますが、1つの個室として赤ちゃんの駅のステッカーを張ると、どうなのかなというのをちょっと感じました。

《高橋会長》

個室として使うのは授乳のときですよ。おむつ替えだとかは別にオープンで問題ないですが、そのスペースが確保できるかどうかということだと思います。

鈴木さん、商工会関係では、赤ちゃんの駅は随分出てきていると思いますが、何か系統だった情報は。

《鈴木委員》

意識としては、以前より、高齢化と障害というのはイコールに限りなく近い部分があるということで、私ども経済団体としましても、経済活動の1つとして最近意識し始めているという傾向はあります。

《高橋会長》

北田委員、自治体としてはどうでしょうか。

所沢市では、若いお母さん方、保護者の方も多いたと思います。

《北田委員》

そうですね。所沢市の場合、今度総合福祉センターというのを建設する予定ですが、十分にユニバーサルデザインを取り入れた形で、積極的に取り入れたい部分はありますが、やはり自治体としては、費用もかかるという面も現実的にはあります。しかし、基本的にはそういった部分は積極的に取り入れていきたいと考えております。

《中野委員》

今のトイレの件で、多機能トイレで待たされた車椅子使用者のう

ちの2番目に多い、明らかに障害者に見えない人が多機能トイレから出てくること、これを減らすことを考えたほうがいいのではないかと思いました。1番目の子供連れというのも、確かにお子さんが一緒だとどうしても入ってしまいますが、2番目の障害者に見えない人が71.4%あるという、こちらを抑える方向、普通のトイレに仕向ける方向を何か考えたほうがいいのかなと思います。

《高橋会長》

県の啓発文の案ですが、おそらくそういったような所も一点置かれているんだろうと思います。障害者に見えない方の中には内部障害を持っている方とかオストメイトの方とか、そういう方もいらっしゃるのですが、そんなに割合は多くはないと思いますが、そういう方が利用するケースがあるので、ここはなかなか難しい部分でもあるんです。

御意見ありがとうございました。

5 福祉のまちづくりに関する事例紹介・意見交換

《中村委員》

中村委員から議題5資料に基づき説明

《高橋会長》

報告だけですと協議会の意義がないので、できる限り各関係団体の方々が持っている情報を意見交換して、少しでも前に進められるようにと、この時間帯を設けております。

何か御質問等ある方は御遠慮なくお願いしたいと思います。

越生駅は高崎支社の関係なんですか。

《中村委員》

そうなんです。ちょうど乗り換え駅なんです。

《高橋会長》

ぜひ基本構想を立てていただきたい。

では、次に所沢市さんに御説明いただけますでしょうか。

《北田委員》

委員から議題5資料に基づき説明

《高橋会長》

ありがとうございました。

山田さん、鶴岡さん、これからの福祉のまちづくりの提言等も含めて、それぞれの団体で御発言いただきたいと思っておりますが、何かございましたら、よろしく願います。

《山田委員》

育成会では、今議論されているような議題については検討していません。本人の会というのが育成会の中にありますので、本人がどんなところで苦労しているのか、外出するときにはどんなことを苦労しているのかということを知りました。

ただ、本人も軽度の方達は本当に困ったときには駅員さんに聞いて、アメリカへでもどこでも行って来るから、何も不自由はしていないという答えと、中軽度の方は近隣は一人でも歩けるけれども、駅の案内にルビをふってほしいという意見でした。あと、駅のアナウンスをもうちょっと分かりやすいものにしてもらいたいという意見がありました。

重度の人については、外出するときには支援者が必ずついていきますので、本人自体は特別不自由は感じていない状態ですが、トイレのこととか、改善されてきたということは本人もすごく喜んでいきます。

ましてや支援者は新しい駅はいいわねトイレがあって、と言っています。さっき障害者に見えない人が75%いるという、その中には知的障害の人はいっぱいいるんじゃないかなと思いました。

育成会の本人の人達はそのようですが、私、三郷の者で、三郷で障害児・者連絡協議会というのがありまして、そこで聴覚障害の方から意見をいただきました。ちょっと今読ませていただいていますか。

駅構内でのアナウンスについて。例えばホームで電車を待っているときに、電車の遅れや構内で発生した事件などを知らせる場合に、構内の放送設備、スピーカーでアナウンスされますが、聴覚障害にとってはその内容を理解することは大変困難です。周囲に状況を確認しようにも手話ができる方はほとんどおりません。電光掲示板があると本当に助かります。

県内にはまだまだ電光掲示板がない駅がたくさんあります。また、

あっても緊急的な情報には使っていないことがあります。情報は音でなく目で見える情報も必要であると理解していただきたいと思いません、ということでした。

あと、防災無線についてですが、防災無線は災害時に起きる緊急的かつ重要な情報です。現在のシステムでは音声だけの情報です。せめて緊急かつ重要な場合、フラッシュが点滅するなど、今重要な放送が流れていますよという発信があれば、聴覚障害者は独自のルートで情報収集する、テレビを見る、県防災メールを確認するなどという方法があります。重要なのは初動情報、まずは何らかの緊急情報がありますよという情報が必要です。

電光掲示板についてですが、防災無線についてとリンクしますが、最近はたまに車で出かける機会がありますが、公共ゾーン、例えば公共施設や道路の区単位に電光掲示板を設置していただきたい。実際には、三郷放水路に設置されている電光掲示板などありますが、数量的にはまだまだ不足しています。また同様に道路の混雑情報を伝える電光掲示板の活用方法ですが、緊急かつ重要な情報があるときには、電光掲示板にその情報を流していただきたい。特に車に乗っているときには、目で確認できる唯一の方法であり、大変重要な情報伝達方法であるので、道路情報だけではなく、さまざまな情報を流していただきたいということ、4点目に、越谷のレイクタウンのトイレですが、普通は施設内で例えば火災が起きた場合、緊急のときは非常ベルが鳴りますが、聴覚障害者は聞こえません。レイクタウンのトイレには赤いパトランプがあり、それが点滅するそうです。やさしいトイレだねということで評判です、というメールをちようだいしております。

《高橋会長》

ありがとうございました。

鶴岡さん、取組状況を教えていただけますか。

《鶴岡委員》

9月20日は京都市でバスが初めて運転したということで、この日をバスの日と制定し、チラシを作らせていただいています。

この中にバリアフリーの関係が入っております。バスについてはバリアフリーというとノンステップバスの導入が一番大きいと思っています。ちょっと古いですが、24年3月現在で、埼玉県のバリアフリーバスの導入率は51.17%ということで、全国で5位です。こ

れは国あるいは県、又は自治体の皆さんからいろんな御支援をいただいております、それに基づいて導入しております。

実は、全国的な平均を見ますと、29.88%となりますが、首都圏ということになりますと、非常に高い数字になります。

もう一つ、バスの関係で、障害者の関係では、4月から精神障害者の割引をさせていただいております。実は、身体障害者やほかの障害者の方については、今まで割引されていたんですが、精神障害については割引がなかったのですが、4月から埼玉のバス事業については割引になったということで、御案内させていただきます。

バスについては料金の面、あるいは運行上のバスの導入ということで、今後ともノンステップバス、あるいはノンステップバスが運行できないところにはワンステップバスという車両を導入し、人にやさしいバス、あるいは高齢者、身体障害者にやさしいバスということを図っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

《高橋会長》

ありがとうございます。全国的にバスの運行について、車椅子使用者のドア導入なども結構出てきていますので、県内でもいくつかあると思いますが、ぜひこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

9月20日がバスの日とは知らなかったですが、これは何かマスコミか何かに流れているんですか。

《鶴岡委員》

読売新聞、朝日新聞でやらせていただいております。

実は9月5日に、日本バス協会が、代々木公園でバスフェスタ2013を行います。全国からいろんなバスやバス会社も来て、ゲームなどをやっていますので、機会があれば参加していただければと思います。よろしくお願ひします。

《高橋会長》

ありがとうございます。

ノンステップバスでは、たしか東京都の中ではノンステップバスは100%になったと聞いておりますけれども。

《鶴岡委員》

24年3月現在62%ですが、ワンステップバスも全てという形にな

るとそのぐらいになると思います。

《高橋会長》

都営のだけが100%になったと。

《鶴岡委員》

そういうことですね。

《高橋会長》

ありがとうございました。ほかに御発言、もしありましたらお願いしたいと思いますが。

《山根委員》

今、障害者の要望を十分酌み上げられる状態ではないのではないかと思います。各福祉団体から代表の方が出ておられますが、福祉団体は多種多様で、たくさんあるんです。その中で、私達自身も横のつながりを作っていかなければいけないんですが、なかなか難しいことで、できれば、前やっていたような福祉団体の要望を酌み上げられるような機会をぜひ作っていただきたいと思っております。

それから、まちづくり条例の適合率を上げるという所がありました。それが、それとちょっと相反するような発言ですが、私、施工者側の立場になりまして、実は、障害児のデイサービスを作ったんです。

オストメイトの設備や駐車場を作らなければならなくて、オストメイト設備は定価で、ユニットを設備すると53万円かかっちゃうんです。それに伴うスペースも必要だと。ところが、児童の保育という、オストメイトの児童なんていうのはほとんどいないんだろうと思われるんです。絶対いないとは言えないと思いますが、それなのに、公共施設だから駐車場やオストメイトの設備とか、いろんなものをしなければ許可にならないということで、随分お金をかけてそういうものをやらされたんです。

けれども、便所はもう全然使うあてはありません。そういうことで、適合率を上げるにはちょっと反するような提案ですが、絶対使うことがないようなものを設備するということは、資本の配分についてちょっと無駄があるんじゃないかということで、減免の条項があってもいいんじゃないかと、施工者側から見ると、必要のないものは減免ができるような条項が是非必要じゃないかなと思います。

それと、今言ったバリアフリーの設備を作るとき、設計士さんが

やはり知識がなさ過ぎると。条例の理解も設計士さんによって全然違ったりするんです。しっかり設計士さんのレベルアップを行う催しをやっていただきたいとお願いしたいと思います。

《高橋会長》

ありがとうございました。

2つほど問題提起がありました。

1つは、障害者団体の要望をこの場にとということですか。

《山根委員》

別の場ででも、そういう機会を作ると。

《高橋会長》

これはまた事務局とも検討させていただきたいと思いますが、方向とすると、日本障害者フォーラムと、JDFというのがありますが、ぜひ埼玉版JDFを作っていただいて、大きな声にしていくというのは非常に重要です。

分散化しているとやっぱりどうしてもだめですよ。都合のいい所の団体だけ、県の当局が使うというとおかしいけれども、そうなるっちゃうので、やはり障害者団体の小異を捨てて大同につきながら大きな目標を掲げるという非常に重要な節目に差しかかっているような気がします。

それから、今の基準については、これはまた難しい問題ですが、事務局ともどういう方法がいいか議論を進めていきたいと思います。

オストメイトの設備については、確かにおっしゃるようなことがあります。駐車場については保護者の方はいろんな状況があるので、これは確保しておかないとまずいかなという感じはします。これもまた議論をさらに進めたいと思います。

それでは、協議会の議事についてはこれで終了させていただきたいと思います。

どうも御協力ありがとうございました。